

私たちは、建設廃棄物のプロフェッショナルです。

# ～建廃協だより～

2008

新年号



関東建設廃棄物協同組合

## 目次

●理事長挨拶	理事長 大野 正信	1
●廃棄物処理法とのつきあい方	弁護士 佐藤 泉	2
●不法投棄の原点 ～ 豊島問題から何を学ぶか	専務理事 齋藤 俊吉	5
●委員会活動報告		
・市場対策委員会		
市場対策委員会「2008年への取組み」		17
・処理システム委員会		
BCS 合同施設視察会開催	秋田「東環」・宮城「仙台環境開発」 広島「西福開発」	18
・優良化・電子化委員会		
電子マニフェスト担当者研修会 開催		
東京都優良性評価制度について		19
・収集運搬委員会		
小口巡回共同回収システムについて		20
・共同購買・広報委員会		
リサイクル先による搬出現場の合同確認を実施		
共同購買事業 協力業者を募集しています。		20
●行政動向・トピックス		21
・東京都産業廃棄物処理業者に係わる第三者評価制度		
・建設リサイクル推進に係わる方策について中間とりまとめ発表		
・国土交通省中島審議官が組合員施設を視察		
・一都三県解体協会との懇談会開催		
●組合員施設状況		22
●コラム ～編集部～		23
●あしがき		23
●組合員名簿		

## 理事長挨拶

### 新年のごあいさつ

あけましておめでとうございます。

組合員並びに建設廃棄物に携わっておられる関係者の皆様には、  
健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、平素は組合の事業活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、建設系の廃棄物処理業者にとっては、近年まれに見る厳しい一年でした。原油高の影響はあらゆる産業に波及する問題ですが、特に産業廃棄物は、最終処分されるまで広域に移動しなければなりません。中間処理や最終処分においても重機の作業が不可欠であり、燃料の高騰は多大な負担増となりました。また、慢性的なワーカー不足により、ドライバーや施設作業員の確保が一段と難しくなりました。さらに、廃石膏ボードや石綿含有産業廃棄物の処理に関する規制強化の影響で、その対応にも追われました。そして、6月に施行された改正建築基準法の影響は予想以上に深刻な状況となり、新規現場が全く動かないために組合員各社とも大幅な受注減となりました。審査期間が一日も早く従来のペースに戻ることを願っております。また、全国的に「偽装問題」が話題になりましたが、残念なことに「環境偽装」といえる不法投棄や不適正処理の事犯が例年のごとく発生いたしました。

そのような状況の中、私どもは、廃棄物処理の基本をご理解いただき、廃石膏ボードの分別にご協力いただくためのパンフレットを10,000部作成し、広く排出事業者配布する「適正処理推進キャンペーン」を展開いたしました。おかげさまで、排出事業者の皆様には適正処理費用を含めてのご協力をいただくことができました。キャンペーン活動は引き続き行い、今後ともより多くの方々に理解いただけるよう努めてまいります。

また本年も、電子マニフェスト普及促進のための活動や、適正処理及びリサイクル先の安定確保、建設業界との連携強化や国の機関との共同研究など、各委員会活動の取組みを昨年以上に推進し、循環型社会形成づくりに貢献してまいりたいと思います。

関係者の皆様方におかれましては、引き続き、組合の事業活動への一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 20 年 元旦

関東建設廃棄物協同組合  
理事長 大野正信

### <廃棄物処理法との出会い>

昭和62年、弁護士登録をした私は国際的な取引を扱う法律事務所へ入り、数年間英文契約の草案作成や海外取引に関連する紛争処理をしていました。時代はバブルに向かっており、平成元年には日経平均が4万円直前まで迫って、不動産景気につられて、日本人が世界中の不動産を買い占めていました。そして、米国のスーパーファンド法の衝撃。バブル崩壊。私が環境法とつきあい始めたのは、日経平均が1万5000円を切った平成4年という年でした。そして、この年は特別管理産業廃棄物マニフェスト制度がはじめて施行され、また廃棄物処理委託契約を書面で締結することが義務づけられた年でもあったのです。



環境法は不思議な法律です。一般的に弁護士は、当事者間での紛争予防、紛争解決を仕事としています。しかし、環境法では、契約の当事者が納得すれば足りるというものではなく、いかに行政を説得するかが企業にとっては重要な課題となっています。これは、私にとっては大変な驚きでした。たとえば、一つの廃棄物が産業廃棄物なのか一般廃棄物なのか、汚泥なのか廃油なのか、などの疑問は、本来であれば、排出事業者が法律の条文に基づき、また判例その他の文献を参考に、自分の責任で判断すべきことだと思います。しかし、環境法の世界では、企業の担当者は、一つ一つ行政に質問に行き、担当者によって回答が違っていると嘆き、どうやって契約を締結すればよいのか、マニフェストはどう書けばよいのか、手探りで勉強会を開いている状態でした。当時はインターネットも普及しておらず、得られる情報は限定されていました。

### <法律相談>

米国の土壌汚染問題を契機に環境法の勉強をはじめた私に、次々に舞い込んできた法律相談、執筆依頼、講演依頼のほとんどは廃棄物処理法関連でした。特に多い相談は、廃棄物の定義と排出事業者の定義でした。

廃棄物の定義は、いわゆる総合判断説であり、客観的性状や価格その他の主観的要素を総合して勘案し、廃棄物かどうかを決めるというのが判例通説です。これは裏返せば、一つの判断要素では決められないというやっかいな側面を持っています。およそ経済は、需要と供給で成り立っています。したがって、社会通念からいえば、需要があるものは商品であり、廃棄物ではありません。しかし、使用済の商品や副産物については、需要があっても途中で不法投棄される危険があるとして一応廃棄物に入れる考え方と、それでは循環型社会が形成できないとして廃棄物からの卒業を早めに認める考え方があります。現在の総合判断説は、このような解釈の対立について、有効に機能していません。したがって、一円ならいいのか、ゼロ円ではどうなのか、運賃が高い場合はどうなのか、商社が手数料を取ったらどうなるのか、など延々と答えのない議論が繰り返されるのです。最初から答えがないと分かっているのに、事業者は行政に質問に行き、行政は行政指導を行う、しかしどうも釈然としないという現状は、現場担当者の悩みの種です。この種の相談に対して、

私はいつも、企業の社会的責任から法的義務を導き、そしてこれを実践していくことをお勧めしています。法律上明確に記載されていることは、そのとおり守る必要があります。しかし、法律の記載が明確でない場合、何が正しいかを考える力、信じることをきちんとした手順で最後まで実行する力が求められているのです。輸送の安全性、近隣住民の不安、管理の徹底などを考えると、それが本当の在庫や商品であるとして胸をはれるかは、自ずと分かるはずです。

排出事業者の定義についても、法律は、その事業活動に伴って生じたかどうかという判断基準しか示していません。単体の事業活動なら解釈は楽ですが、複数の会社の契約関係に基づき発生する廃棄物はどうなるのでしょうか。発注者と受注者、テナントとビル管理会社、清掃業者、修理業者、倉庫業者など、サービス業関連で発生する廃棄物は、工場の製造工程で発生する廃棄物とは異なり、複雑な契約関係のなかから生まれてきます。この問題も、誰が排出事業者として役割を分担すれば、最も適切に処理できるか、企業が真の社会的責任を自覚していれば、自ずと分かるはずです。

廃棄物業者からの相談では、排出事業者が契約を締結してくれない、マニフェストを交付してくれないという悩みが多くあります。これは、厳密には法律相談ではなく、人生相談です。法律上、排出事業者がすべきことは明確であり、法律違反を許すことは教唆や共謀にあたる危険があります。悩んでいるだけでは、リスクが大きくなるばかりであり、相手に法律を守ってもらうための手順を確立することが必要でしょう。

### <欠格要件>

私が廃棄物処理法で一番奇異に感じるのは、欠格要件です。確かに、建設業法など多くの法律に欠格要件の定めがあります。しかし、欠格要件を使って悪質業者の許可を一網打尽に取り消そうという発想は、普通ではありません。欠格要件は、本来、犯罪者などが公益に関する事業を営まないよう、予防的に定められているものです。悪質業者に対しては、改善命令、事業停止、許可取消などの行政処分を行うべきです。欠格要件は、問答無用ですから、反論できません。したがって、欠格要件の必要以上の強化、連鎖的取消は、悪質業者以外の健全な会社も巻き込んでしまう可能性が高く、企業としての継続性が保証できなくなります。会社としてどんなにコンプライアンスを高めても、株主や役員の個人的なトラブルで会社が潰れてしまうのです。

欠格要件が強化されてから、過積載、交通事故、駐車違反、選挙違反その他が欠格要件に該当するかどうかというご質問をよく受けるようになりました。これは、裏返せば、欠格要件に該当しなければ、とりあえず安心という趣旨だと思います。しかし、欠格要件ばかり気にするようになるのは、企業にとって大変危険なことです。企業は本来、すべての法律を守り、リスク管理をすることが必要です。欠格要件に該当しなければよいという発想では、大きな事故を招きかねません。欠格要件に振り回されず、冷静に、すべての法令遵守を励行すべきだと思います。

### ＜地方分権＞

廃棄物処理法では、自治体の裁量や条例による上乘せが、大きな意味を持っています。今後、その傾向はますます強まるでしょう。たとえば、業の許可や施設の許可について、住民同意をどうするのか、事前協議はどの程度の拘束力があるのか、地域の特殊性とはいったい何なのか、答えのない状況が続いています。さらに、県外廃棄物の搬入、廃棄物税のゆくえなど、広域移動をめぐる問題もあります。

地方分権が進み、各地で環境に熱心な首長が生まれていることは、社会の要請です。しかし、これにより、事業活動の継続性や安定性が失われる危険もあります。その妥当性、合理性は、どのように担保されていくのでしょうか。国の法律に比べ、あまり議論がされないままに、条例が制定され、裁量が広がっていくことについて、心配な側面があります。

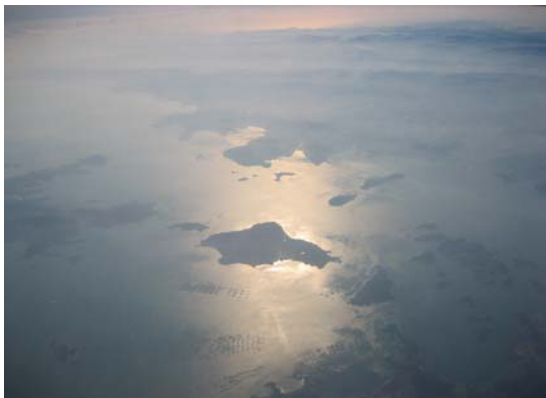
### ＜おわりに＞

ISO14001の普及、循環型社会への転換、地球温暖化問題、中国バブルによる資源高騰などを背景に、環境法の重要性はより一層増しています。この15年間法改正、それに伴う排出事業者及び廃棄物業者の意識改革は目覚ましく、隔世の感があります。しかし、私は、廃棄物業者の本当の試練はこれからだと思います。少子高齢化、税収の減少、地方分権、国際的圧力などの社会経済問題が、既存の産業構造や自治体を変えていき、それともなう法改正が続くでしょう。私は、事業者及び国民すべてが、法律を変える力、法律を解釈する力をつけるよう、お手伝いをしていきたいと思っています。

## 1. 豊島（てしま）とはどんなところか

平成 19 年 11 月 29 日に、私たち関東建設廃棄物協同組合の処理システム委員会のメンバー 7 名は、建築業協会（BCS）建設副産物部会の 3 名と合同視察会の一環として豊島を訪れました。

11 月の下旬にしては穏やかな小春日和の一日でした。  
訪れた豊島は瀬戸内海に浮かぶ美しい島でした。



朝日に輝く豊島（中央の島）奥が四国



夕暮れの豊島

豊島の不法投棄問題。豊島を「としま」と呼ぶ人がいる。こういう人は例外としても、豊島がどこにあり、不法投棄されたものは何であり、その原因は何だったのかを知る人はけっして多くはない。現地を見て、我々も、無知であることを痛感させられました。

そこで、ひとりでも多くの方に豊島問題について知っていただきたいと考え、特集することにしました。

ここからは、当日、午前 11 時から午後 4 時までの 5 時間もの間、説明をしていただいた廃棄物対策豊島住民会議の石井亨氏のお話と、資料を基にまとめたものです。

少し長くなりますが、是非お読みいただきたいと思います。

豊島は「二十四の瞳」で有名な小豆島の西方に位置する東西 7.5km、南北 5.1km、面積 14.6k m<sup>2</sup> の島です。

石井氏（緑色ジャンパー）の説明に真剣に聞き入る 3 名の BCS の参加者



主な産業として、資料には「豊かな森の涵養に支えられた水の恵みの稲作は、山の中腹から海岸線までに至る千枚田を形成し、先人たちによって築かれた350余りのため池と相まって、米を自給して余りあり、また、豊かな瀬戸内海の恩恵である漁業は、毎日300隻余りの漁船の出漁でにぎわったと村史に記されています。まさに豊かな瀬戸内海に浮かぶ「豊かな島」の暮らしぶりが思い浮かびます。」とあります。

そのほか、蜜柑の栽培や、早くから乳牛が導入され「ミルクの島」と呼ばれた時代もあり、まさに豊島に相応しい島だったことがうかがわれます。

しかし、終戦後の疎開で4,000人近くまで膨れあがった人口も、戦後の高度成長下で都市と田舎との間に発生した格差から生まれた強い「都市指向」の強まりとともに衰退に拍車をかけ、人口の過疎化（現在は1,200人弱）と高齢化が進行しています。

このような歴史と自然に恵まれた島で、前代未聞の不法投棄が行われました。

## 2. 不法投棄が行われた場所（水が浦）

豊島の西の端、后飛崎（うしろとびさき）に続く海岸線の砂は珪素分が多いことから以前はガラス工場の原料としてモッコで出す程度の作業をしていたところでした。

しかし、昭和30年頃からは機械化が進み建設資材として大量採取するようになり、長さ約400m、幅60mの砂浜を掘り尽くしてしまいました。その後、今度は山の部分を削っていき、ついに山砂も採り尽くしてしまいました。

不法投棄が行われた場所は、まさに山砂を採り尽くした場所なのです。



配布資料から作成（黄色線内は採り尽くされた砂浜、緑色線内が不法投棄現場。）

この採砂事業を行っていたのが、T観光の実質的経営者のMです。

## 3. 不法投棄の実行者

不法投棄事件を起こしたのもこのMです。

Mは砂を採り尽くしてからしばらくは、この島を離れます。

建設会社を興しますが事業に失敗し、山砂を採った場所で何か金儲けが出来ないかと考え、再びこの島に戻ってきました。

そこでMが考えたのが、有害廃棄物を持ち込んで、コンクリートで固めて太平洋に投棄するという計画でした。

Mの計画に対して、すぐに島の中で反対運動が起こりました。反対運動の理由は、この島に他所からごみを持ち込むのは嫌だということ以上に、このMという人が信用できなかったということです。

計画地は海岸線を勝手に形状変更した場所であり、自然公園法で指定されている国立公園区域内なのです。山を崩している段階から自然公園法違反だったということになります。また、ここは縄文から弥生時代にかけての集落跡があり、本来は教育委員会の調査を受けなければ開発行為が出来ませんが、Mはそれをよく知っており、重機で勝手に掘り起こし全部壊してしまったのです。

このように、お金のためなら何でもする人だということを、島の人をよく知っていた。そういう人が有害廃棄物を取り扱うことになったら、豊島の環境を損ねたり住民の健康に影響するようなことをやるに違いない。だからこの人には事業をやらせないでほしいというのが、一番大きな理由だったのです。

#### 4. 香川県の対応

##### (1) 許可申請の提出（昭和 50 年 12 月 18 日）

T観光（経営者M）は香川県知事に許可申請書を提出しました。この日を私たちは**本事件の発端の日**と考えています。そこで住民は反対の陳情を行いました。島民のほとんど全員が反対だということなので、香川県は許可を出さずにしばらく様子を見ていました。

##### (2) 高共丸事件

そんな中、昭和 51 年に高共丸事件が起こります。この事件は、排出事業者責任が廃棄物処理法上で問われた非常に有名な事件です。

##### 高共丸事件

大阪のY海運が所有する高共丸は、宮城県にある無許可の処理業者から、ドラム缶入りの産業廃棄物を愛媛県の今治港まで運ぶ仕事を請け負った。今治に入港する際に、ドラム缶の中身が有害産業廃棄物であることを理由に、今治市から入港を拒否された。それと同時に、委託した処理業者が倒産し、結局、高共丸は三ヶ月近く全国を放浪することになった事件。

Mは、高共丸をこの現場沖に 9 月 25 日から 26 日間停泊させ、許可を受けないまま、船の積荷をここに陸揚げして不法処分しようとした疑いが持たれている。

もう一つ、T 電力の送電線の鉄塔を邪魔だといって引き倒そうとした事件を起こします。電力会社はこれを事件化しませんでした。周知の事実であったことから、香川県は二つの大きな事件も含めて、正式に許可を出すことを見送りました。

### (3) Mの直訴

そこで、Mは県庁の廊下で寝泊りを始め、知事に直訴するとともに、担当職員等に嫌がらせをしました。こういう状況を受けて、香川県は180度方針転換をします。

どんなに多くの人々が反対したとしても、一個人の廃棄物処理業を営んで生活する権利、事業者の生存権が奪われてはならないと。

昭和52年2月15日に当時の前川県知事が島を訪れ「豊島は過疎地。ここで、処分業をやれば働く場が出来る。豊島の経済向上にとってもプラスになる。要件を整えて事業を行えば安全であり、問題はない。それでも住民が反対するのであれば、事業者いじめであり、住民エゴだ。」  
「豊島は海が青く空気はきれいだが、住民の心は灰色だ」と直接住民に演説をしてしまいました。

住民は激怒し、離県決議をしました。

### (4) 許可申請内容の変更（昭和52年9月16日）

Mは許可申請の内容を「ミミズ養殖」に変更します。

住民は事業者を相手取って「処分場建設差し止め訴訟」を高松地裁に提訴します。Mは反対住民に暴力をふるい怪我を負わせ「暴行傷害罪」で現行犯逮捕され、二つの裁判の被告になりました。

### (5) 香川県による許可（昭和53年2月1日）

この二つの裁判の結果が出る前に香川県は「ミミズによる土壌改良化処分」の許可を出してしまいます。

許可の内容は次のとおりです。

取り扱う産業廃棄物の種類は、汚泥（製紙汚泥、食品汚泥）、木くず、家畜のふん。  
これをミミズに食べさせ、土壌改良するというもの。許可の内容はこれだけです。

それでも豊島の住民は反対し続けました。裁判闘争は継続しており、裁判所の判断は建設不許可になるのではというところまでいっていました。

### (6) 住民への説得工作

ここで香川県は住民の説得工作を行いました。

「そもそもミミズの養殖業は畜産業の一種だ。環境破壊、健康被害が起きる筈がない。Mが信用できないという問題については、県と町と住民が協力して監視すれば間違いが起きる筈がない。だから受け入れろ。許可権限は住民にあるのではなく、知事

にある。知事は既に許可している。住民が反対したって、法的に絶対止めることはできないのだから受け入れろ。」このような説得工作が8ヶ月間続きました。

この間、住民は世間から、住民エゴ、事業者いじめといった批判にさらされることになります。

#### (7) 裁判の結果（昭和53年10月19日）

このような状況の中で、裁判は和解という形で終わりました。

和解の内容は、豊島住民もミミズの養殖に限って認めるというものでした。住民に対しては立入調査権があるとか、廃棄物処理に関して事業変更する場合には住民の同意が必要であるとか、現に公害の発生又は発生の恐れがある場合には原因を速やかに除去することが盛り込まれておりました。

そして、昭和53年について廃棄物が持ち込まれることになりました。

## 5. 不法投棄

### (1) 不法投棄の内容

昭和58年に状況が極端に変わりました。

それまでは、トラックに廃棄物を積んで定期便で運んでいましたが、これでは運べる量に限界がありました。そこでMは中古のフェリーを買い、改造して大量の廃棄物を運び込むことをはじめました。それまでの運ぶ量とは桁違いに多くなりました。

運び込まれた廃棄物の中で一番多かったのがシュレッダーダストです。これは主に兵庫県から搬出されたものです。

その他に、ドラム缶とかタンクローリーで液状物が沢山来るようになりました。ドラム缶には罌マークやPOISONと標示されている物も多くありました。

そのうちシュレッダーダストの山ができ、ならしていくうちにシュレッダーダストの大地になりました。その大地に重機で穴を掘り、その穴にドラム缶を落とし、上から重機で突いてドラム缶に孔をあけ、それに火をつけて燃やす。

写真にあるとおり、ものすごい煙が出るようになりました。



不法投棄の状況（資料館の展示写真）



運び込まれたドラム缶（資料館の展示写真）

沖合いの航路の船から豊島が山火事だ  
という通報が入る。

その位、ひどい野焼きでした。

すごい臭いもします。

小中学生を中心として、喘息のような  
症状が広がっていきます。



野焼きの煙（資料館の展示写真）

参考 この時点での廃棄物の残存量は、約4万トンといわれている。

この段階で、香川県が何らかの対応をしていれば、50万トンといわれる豊島の不法  
投棄も防止できた筈である。

## 6. 再び、香川県の対応

あまりにも異常な状況になったので、昭和59年4月5日に住民は香川県に公開質問状  
を提出しました。

### (1) 公開質問状に対する県の回答

#### 公開質問と香川県の回答（昭和59年6月28日）

質問：豊島の現状をミミズによる産業廃棄物の土壌改良剤化事業と解するか。

回答：現状の事業活動は、県が許可した「ミミズによる土壌改良剤化処分」と、これ以外に  
廃品回収業（鉄、銅、アルミ等の有価金属の回収）が行われていると判断される。

廃棄物の定義については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条に規定されて  
いるが、厚生省の通知によれば、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却すること  
ができないために不要になったものをいい、これに該当するか否かは、占有者の意思、  
その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物とし  
て観念できるものではないこと。」とされている。

従って、現状ではシュレッダーカス（廃車処理残物）、ステッチャ（製紙金属くず）等  
を原料として購入し、この中から有価金属を回収し販売する廃品回収業が行われている  
ため、産業廃棄物処理業の対象とはならない。

しかし、いかに有価金属の回収といえども、野焼きによる回収は適当でないので、焼  
却設備の設置の指導を行っている。

県の回答を要約すると、Mがやっていることは「ミミズの養殖」。

もう一つは有価金属の回収事業だ。これは廃棄物の処理ではなく、誰でもできる事業だ。

和解の段階で、住民はミミズ養殖業に関しては立入調査権を持っており、廃棄物処理業の

事業内容を変更するときは住民の同意が必要だが、「問題になっているのは、誰にでもできる金属回収事業だ。」

「同じ敷地内でやっているのだから、Mが現場に入るなという以上、勝手に入ったら不法侵入だ。」とあって、県の職員までもが住民の立ち入りを拒否する事態になりました。

## (2) 警察の対応

そこで香川県警に行くことになりました。警察の説明は「産業廃棄物の処理は県知事が許可をして、その指導監督のもとにやっている事業だ。だから、あなた達が行くところは警察ではなく、県の担当課だ。」というものでした。

その段階で告訴・告発の手続きをわたし達が熟知していれば書類を作って警察に訴えることもできた筈ですが、当時のわたし達にはそういう知識がありませんでした。

## (3) 担当者の対応

住民は県庁へ行きます。

県庁は豊島のほぼ真南にあります。豊島で煙が上がっているのは県庁の窓から直接見えている。県庁の担当者を窓際に連れて行って「野焼きの煙が見えんか」と指を指すと、県の職員は「見えん」といって横を向いてしまう。まるっきり取り合わない、そういう状態でした。

## 7. Mの逮捕

### (1) 兵庫県警による強制捜査

昭和 58 年以降の 10 年近く、住民はこの違法操業に苦しめられました。

そのような状況の中、平成 2 年 11 月 16 日に兵庫県警が T 観光等を強制捜査します。昭和 52 年の発端の日から 16 年経って廃棄物の問題は刑事事件となりました。

兵庫県警の摘発後 34 日経った 12 月 28 日に、香川県は、M がやっていた行為は廃棄物の違法処理であるとし、ミミズ養殖の許可を取消すと同時に、廃棄物の撤去等の第一次措置命令を出します。

平成 3 年 1 月 23 日に、ついに、M が兵庫県警に逮捕されます。

### (2) 判決

平成 3 年 7 月 18 日に神戸地裁姫路支部から判決が出ました。

判決の内容は、罰金 50 万円、懲役 10 ヶ月、執行猶予 5 年でした。

執行猶予が付いた理由は、行政当局も違法な実態を認識しながら適切な対策を講じなかった。そのことが、本件の犯行を助長せしめたと判決に書いてあります。

## 8. その後の戦い

### (1) みたび、香川県の対応

住民は、刑事事件になったのだから、廃棄物も何とかなるだろうと思ったのですが、刑事罰は罰金、禁錮、懲役等であって、廃棄物の撤去はまた別の問題でした。

3年という時間が経ちましたが、その間に島外に持ち出された廃棄物の量は千数百トンだけです。また、その間にMが何故このようなことが出来たのかについての説明は、香川県からは一向にありませんでした。

そんな中、突然、香川県は県議会で「有害と思われる物から順次撤去を行い、概ねこれらの作業を終了した。」という安全宣言を行いました。

住民は、この時点で真相を明らかにしなければ、そのままやむやにされ、50万トンの廃棄物も残されるに違いないと考えました。

### (2) 裁判資料の内容確認

そこで、Mがどのような方法で、このような悪質な事業を行ったのかを知るために、住民は裁判の証拠書類（供述調書、現場調書、鑑定結果等）を取り寄せ、内容の把握に努めました。

Mがやっていたことは、典型的な逆有償でした。

Mは、シュレッダーダストを金属回収の原料という名目で1トン300円で買っていた。買っているのだから廃棄物ではない。したがって、許可はいらない。

これがMの言い分です。

しかし、これでは商売にならないので、Mは豊島まで運ぶという輸送費の名目で1トン2000円の実質的な廃棄物処理代金を受け取っていました。



Mがやっているのは違法行為であるということは、当初から香川県は認識していました。供述調書（平成3年2月11日）の中には次のような記述があります。

- 1 シュレッダーダストを買い受けて自社の処分地において焼いたうでダストに含まれている金属類を回収するが廃棄物の許可が必要であるのか、との相談を、昭和 58 年初めごろ、と記憶しておりますが受けたのです。
- 私は、Mさんの相談を受けて、Mさんの一方的な言葉をうのみにして、有償で買受けたのであり、資源化再利用が確実に出来るのであれば、シュレッダーダストは廃棄物に該当しないと思われまよ、と言って回答していますが、この時に、Mさんに対して、シュレッダーダストそのものは廃棄物であります、Mさんが有償で買い受けるのであれば廃棄物に該当しないとのことも言っているのです。
- 4 地元住民と共に公民館において会合を持ちその場で Mさんが行っているシュレッダーダストについては、廃棄物ではなく有価物で金属を回収しているものである等の説明をしていますが、これは私がMさんの説明を受けてうのみにした内容を言ったまでのことで、私がこの場で、Mさんが行っているのは、金属回収と称して廃棄物を不法に処分しているとでも言えば、私自身どうされるかと思えば、絶対にそのようなことは言えず、このように説明したのです。

以下、「暴力に屈しました、Mの言いなりになりました」という調書が沢山出てきました。

### (3) 平成 5 年 11 月 11 日 公害紛争処理に基づく公害調停を申し立て

3年の時効を目前にして、住民は藁にもすがる思いで、弁護士に相談することになりました。

相談を受けた弁護士は、住民に対して「遅い、あんたら泣きなはれ。」といい、さらに「ふるさとを守るために、裁判も辞さない覚悟がありますか。徹底的に闘いますか。」と問います。

住民は、裁判の費用や年数を考え議論し、最後まで闘う決意をしました。

### (4) 平成 12 年 6 月 6 日 公害調停成立

6年半の調停を経て、国の補助を受けますが県が事業主体となり、500億円の処理費を負担して無害化処理を行うことが決まりました。

## (5) 平成 15 年 12 月 「産業廃棄物特別措置法」の適用

「産業廃棄物特別措置法」に基づき香川県が作成した「豊島廃棄物等の処理に係る実施計画書」に環境大臣が同意しました。

10年計画で、いまその事業が進められています。

豊島事件の概要は以上のとおりです。

## 9. 豊島問題から何を学ぶか

### (1) なぜ、豊島を選んだか。

今回、豊島問題を取り上げたのは何故か。何故、現地を訪れたのか。

大規模な不法投棄現場は豊島のほかに、青森・岩手県境、宮城県仙台市村田、岐阜県岐阜市、三重県四日市市等、挙げればきりがありません。

この中で①現地をつぶさに確認でき、不法投棄の状況、処理の状況が公に把握できること。②自治体の説明ではなく、住民の生の声が聴けること。この二つの条件を満たしている現場は、豊島以外にはありませんでした。また、不法投棄の原点であり廃棄物関連法改正の要因になっていることも、現地を訪れる大きな理由となりました。

### (2) 何が問題なのか。

配布資料には「豊島事件は、儲ければよいという悪質な事業者と、指導監督にあたるべき香川県行政の誤り、不法に処理されると知りながら事業者へ委託した排出企業、目の前から消えてしまえばよいというゴミに無関心な多くの人々の手によって引き起こされたものである。」と書かれています。

豊島事件の問題点、本質が何であるのかが、見事に整理されています。

#### ① 自治体の対応

昭和 50 年の事件発端の日から平成 12 年の調停成立にいたる 25 年間、被害をここまで大きくしたのは、自治体（香川県）の対応に問題があったからである。

豊島以後に起きた大型不法投棄事件の原因も、やはり、自治体の対応に問題があり、被害規模を拡大させた責任は大きいといわざるをえない。

#### ② 産業廃棄物の定義

次に、豊島事件で問題になったのは、シュレッダーダストが産業廃棄物であるかどうかであり、廃棄物であるか否かの判断が総合判断説によっており、自治体によって解釈が異なることが挙げられる。（詳細は本号掲載の佐藤泉弁護士「廃棄物処理法とのつきあい方」をご覧ください。）

### ③ 排出事業者・処理業者の責任

廃棄物がなくなればいい、安ければいいと考える排出事業者。不適正な処理をするしかないような安値で処理を請け負う処理業者。この組み合わせがある限り不適正処理はなくなる。

### (3) 何を学ぶか

この事件から、我々が学ばなければならないことは、住民の努力、忍耐、直向きではないでしょうか。

住民の方々にとって、本来なら、やる必要のない廃棄物処理法等の勉強を、自らの生活と地元環境を守るために、ここまでできるのかというほど行っています。

翻って、我々はどうでしょうか。廃棄物の専門家であるにもかかわらず、ここまで真剣に廃棄物処理法に立ち向かっているだろうか。

「自分が出した廃棄物ぐらい、自分が受けた廃棄物ぐらい、決められたとおりに、約束ごとどおりに片付けろよ。」

最低でも、この程度のモラルをもって行動すべきだと、つくづく考えさせられた一日でした。

NHK-TVの正月番組に、「年の始めはさだまさし」というのがあります。さだまさし氏を好きな人、嫌いな人、いろいろいるわけですが、この中で、さだまさし氏がいい続けていること、それは「信号ぐらい守ろうよ」です。

我々にとっての信号とは何でしょう。

ここに、当日、説明をしていただいた石井亨氏の著書「未来の森」があります。裏表紙の田島征三氏の絵「未来の森」が印象的です。その冒頭で、石井氏は灰谷健次郎氏の言葉を引用して、こう述べられています。

物事に出会い何かが変わることを「学ぶ」という

学ばない国 日本

その責任をいったい誰が負うのか

言うまでもなく、それは「あなた」であり「私」である

作家の灰谷健次郎さんの言葉である。自戒の念を込めて私も問いたい。 と・・・。

## 10. 終わりにあたって

豊島事件の重さに比べて、私の報告の拙さを申し訳なく思います。

「物事に出会い何かが変わることを「学ぶ」という」の言葉のとおりひとりでも多くの方が、現地を訪れ、何かが変わることを期待します。何故なら、この事件から、我々が学ばなければならないことは、廃棄物処理の本質の問題であり、この事件は、決して過去のものではなく、今の問題なのですから。



### 【参考文献】

「豊かさを問うⅡ」－調停成立5周年をむかえて－ 豊島事件の記録  
編集発行 廃棄物対策豊島住民会議

「未来の森」石井とおる著  
発行 農事組合法人 てしまむら

## 市場対策委員会

### 市場対策委員会「2008年への取り組み」



#### ◇適正処理推進への更なる取り組み

昨年秋より取り組んだ「適正処理推進キャンペーン」では、1,000社以上のお客様へ“適正処理とは”“適正な処理業者の選び方とは”“適正な価格とは”等の課題について市場対策委員会の面々を中心に説明して回りました。排出事業者からの反応は、あらためて産業廃棄物の処理に対する認識を変えた、重要性を認識したなどの意見が多々ありました。また、とはいっても費用はあまり掛けたくない、安い方がという処理費については安価を希望したいとの声もありました。廃棄物に対する適正処理は理解するも処理費用については別という考えが本音というところでしょうか。

我々建廃協の市場対策委員会としては、今年もこの取り組みは継続し、適正処理の推進へ向け「悪貨が良貨を駆逐する」構造を改革すべく、更に幅広く深く排出事業者へのご理解をもとめ活動して行きたいと思えます。

2008年は環境を主要なテーマとした洞爺湖サミットも開催されます。地球温暖化防止とともに、3R推進、循環型社会形成が大きくクローズアップされる年となります。その中で、我々建設廃棄物に関わる者として、まずは“適正処理”の重要性を排出事業者へしっかりと伝えて行きたいと考えます。

#### ◇適正処理価格への取り組み

処理価格については、廃石膏ボードにおける中間処理後の石膏粉が安定型処分全面禁止となり、また、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）の基準強化への対応等、関係法令の改正に伴い処理が非常難しくなっております。加えて燃料の高騰や来年度からの導入が予想される首都高速料金の距離制に伴うコスト増は避けて通れません。お客様へのコスト負担への影響を極力抑え、“良いものをリーズナブルに”の仕組みづくりを念頭に、建廃協の価値観を見だし、尚推し進める取り組みも合わせて行なっていきます。

2008年は、業界にとっても“変革の時”であることは認識し、重要な年となることを意識し市場対策委員会の役割を松任していく所存です。

一言でいうならば“動”の年となります。

## 処理システム委員会

### ★平成19年度 第3回 BCS 合同施設視察会開催★

平成19年10月4日(木)～5日(金) にかけて、BCSと建廃協により合同施設視察会を行ないました。今回の視察は、秋田県の「東環」と、宮城県の「仙台環境開発」の2箇所の管理型最終処分場で行なわれ、BCSからは鹿島建設(株)の島田氏、戸田建設(株)の高橋氏の2名、組合からは(株)東明興業 伊勢副理事長、齋藤専務理事、(有)大空土木 安田理事、(株)エコワスプラント 浅尾理事、共同土木(株) 岡林、(株)ユーワ石倉、ワイエム興業(株) 松村、事務局より佐々木が参加しました。



(株)東環 管理型最終処分場

#### 【(株)東環】

渡辺専務、奈良グループ長の案内で施設見学と今後の事業計画について説明を頂きました。処理場は非常によく整備されていて、とても綺麗な処分場でした。また、2008年度には廃プラスチック類の固形燃料化を進めるとのことでした。

#### 【仙台環境開発(株)】

鈴木副所長、佐藤課長による、処分場拡張計画の説明の後、処分場を見学させて頂きました。

近年、東北を中心として関東圏からの搬入も増え、もはや管理型処分場としては、関東から遠隔地にあるとは思えなくなりました。



仙台環境開発(株)管理型最終処分場

### ★平成19年度 第4回 BCS 合同施設視察会開催★

平成19年11月28日～30日にかけて、第4回目の合同視察会を開催しました。今回は広島県「西福開発(有)」の安定型埋立処分場と、豊島の不法投棄現場の視察を行ないました。BCSからは、大成建設(株)の竹尾氏、清水建設(株)の冨塚氏、(株)熊谷組の野添氏、組合からは新和環境(株) 松原副理事長、齋藤専務理事、(有)大空土木 安田理事、ワイエム興業(株) 松村、東明興業(株) 大久保、(株)ユーワ 野澤、事務局より佐々木が参加しました。

#### 【西福開発(有)】



杉本事業部長の説明と案内で施設見学を行ないました。その中で、一時保管場所から処分場までの運搬は、地元住民の協力により機動力を確保し、また周辺環境に配慮した処分場は地元から高い評価を受けている施設でした。

※豊島については別記事をお読み下さい。

## 優良化・電子化推進委員会

### ★電子マニフェスト担当者研修会開催★

電子マニフェストに関する活動としては、10月10日（水）に電子マニフェスト業務の担当者向け研修会を実施しました。株式会社イーリバースドットコムの方を講師に迎え、日頃の実務を円滑に進めるうえでの問題解決、疑問の解消を目指しました。

講習会での質疑応答の一部を紹介いたします。



**Q1** 積荷後でないと廃棄物情報が特定できず、登録作業ができないが、排出業者から e+ で積荷前の写真の撮影・送信を求められている。写真を保存しておいて後から添付する等の対応方法はできないか？

**A1** システム上不可です。システムでエリア情報、時間情報を担保しているため、積荷情報登録時に撮影した写真しか添付できません。

**Q2** e+の対応端末は？

**A2** 現状Docomoの900i以降902iまでとauの一部端末に対応しています。しかしながら現在対応端末の入手が難しい状態なので、新機種対応するための調査について見積もり提出を依頼しています。見積もり受領後に対応を検討していますが、別途、e+の新システム構築も含め幅広く対応方法を検討中です。

**Q3** マニフェスト登録時現場選択を誤ると訂正はできないのか？

**A3** 現場、排出日を未来日に、処分先は変更できません。マニフェスト削除し、新データ作成となります。

### ★東京都優良性評価制度について★

東京都が独自の優良性評価制度である「産業廃棄物処理業者に係る第三者評価制度」を導入するに向けての検討報告書が公表されました。当委員会では、この制度に関する疑問点・提案をまとめ、関東建設廃棄物協同組合として申し入れを行いました。また、この制度に関する情報を各組合員へと発信してまいります。

今後も当委員会は、優良性評価制度の取得支援、電子マニフェストの普及を目的として、情報の発信や研修会の実施など活動してまいります。

## 収集運搬委員会

### ★小口巡回共同回収システムについて★

国土交通省は、平成19年度も「首都圏建設廃棄物小口巡回共同回収システム構築協議会」の各分科会を開催しています。

この中の「システム運営・制度検討分科会」では、運営形態、回収拠点のあり方に関して、制度上の課題を整理することとしています。

そこで、当組合としては、収集運搬委員会で「システム運営・制度検討分科会」の検討結果を整理し、関東建設廃棄物協同組合としての基本的な考え方をまとめることにしました。

## 共同購買・広報委員会

### ★リサイクル先による排出現場の合同確認★

共同購買事業では、組合員各工場から搬出される廃棄物の品質確認を行う事を目的として、排出事業者（中間処理施設）受入事業者（リサイクル先）及び組合事務局の三者合同で、共同購買搬出先の一つである北海道向けの廃プラスチック類（日鐵セメント・苫小牧清掃社）の選別状況等の確認を行いました。

- 1、 実施年月日：平成19年12月6～7日
- 2、 実施場所：ワイエム興業（新砂工場）エコワスプラント（日の出プラント）  
ユーフ、東明興業
- 3、 確認内容：作業手順、分別方法、異物混入状況

### ★共同購買事業 協力業者を募集しています★

当委員会では、建廃協だよりの発行、組合ホームページの企画運営などの広報活動、共同購買事業として、多種多様で良質な資機材・消耗品等を組合員に廉価で提供しています。

毎月の企画会議を経て、安全大会や福利厚生事業や各種幹旋事業等も実施し、陰ながら各組合員の事業活動に貢献しています。

現在、当組合員は38社で構成されておりますので、共同購買品の購入ロットはかなりの量となっています。委員会では常に色々な商品等が検討されておりますので、良い品を安く納品していただける業者様は是非ご一報下さい。

組合共同購買事業取扱い品一覧（物品）		
フレコンバック各種	ガラ袋	ストレッチフィルム
PPバンド	コンテナシート	携帯電話
エコパレット（1㎡フルコンボックス）	ETCコーポレートカード	あんしん財団

### 東京都産業廃棄物処理業者に係る第三者評価制度

平成 19 年 9 月に東京都の産業廃棄物処理業者に係る第三者評価制度検討会は同制度の報告書を発行しました。報告内容の要点は、①都が制度の基本的枠組みを設定し、第三者機関が処理業者の取組みを評価する②評価の区分は第一段階と第二段階の二つに区分する③評価項目は「遵法性」「自主的取組による適正処理・リサイクル」「環境企業としての先進的取組」の3つの要素を柱とする。④評価は書面審査だけでなく、現地審査も行なう⑤評価主体としては当面、公益法人を指定する、となっています。今後、関係する業界の意見を十分聴取し、多くの参加者が見込めるような制度とするための詳細設計に入るとのことです。

### 建設リサイクル推進に係わる方策について中間とりまとめ発表

社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会等では平成 19 年 11 月に「建設リサイクル推進に係わる方策について中間とりまとめ」を発表しました。内容は、今後国のあるべき中長期的方向性や横断的取組み、個別課題に対する取組みを大枠で示したものであり、当組合にも、さる 12 月 17 日に国土交通省総合政策局 野田 勝建設副産物企画官、古市 秀徳 課長補佐がお越しになり、内容の説明を頂きました。これを受け、当組合でも意見を取りまとめ、パブリックコメントを提出しました。

### 国土交通省中島審議官が組合員施設を視察

平成 19 年 12 月 4 日に、国土交通省中島建設流通政策審議官、総合政策局建設業課岡建設業技術企画官、総合政策局建設業課古市課長補佐、総合政策局建設業課芝様の 4 氏が、東明興業(株)の混合廃棄物中間処理施設を視察されました。

先ず、東明興業(株)伊勢社長より混合廃棄物の搬入状況、処理施設の概要、処理の特徴等についての説明があり、その後に処理施設の稼働状況等を視察されました。施設視察の後、意見交換を行い約 2 時間半の視察を終了しました。



### 一都三県解体協会との懇談会開催

平成 19 年 12 月 13 日、(社)東京建物解体協会、埼玉県解体業協会、千葉県解体工事業協同組合、(社)神奈川県建物解体業協会、関東建設廃棄物協同組合、首都圏廃棄物問題協議会の 6 団体による懇談会が行なわれました。処理業界、解体業界の現状や問題点、今後の課題などを意見交換し、相互理解を深め、協力体制を確認しあう有意義で、活発な意見が交わされました。

最後に、今後もこのような懇談会を持てるよう検討を行う事となり閉会しました。

◆地区別

地区別	組合員数
東京都	20
神奈川県	7
千葉県	2
埼玉県	7
栃木県	1
長野県	1
合計	38



※本社所在地

◆組合員保有施設数

	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県	栃木県	その他	合計
積替保管施設 (中間と併設は除く)	1	1					2
中間処理 (総合)	10	12	5	13	1		41
中間処理 (焼却)		1					1
中間処理 (がれき破碎)	3			1			4
中間処理 (木くず破碎)			1				1
中間処理 (汚泥・脱水)	2						2
最終処分 (安定型)			2		2		4
合計	16	14	8	14	3		55

◆優良評価制度 認定業者数

収集運搬業・・・5社

処分業・・・3社

いよいよ今年は「京都議定書」のCO<sub>2</sub>削減目標が実行される年となった。(2012年まで)昨年12月15日までインドネシアのバリ島で開かれていた「気候変動枠組み条約第13回締約国会議(温暖化防止バリ会議=COP13)」では、ポスト京都の数値目標こそ削除されたが、環境問題に対する新たな一歩をバリ・ロードマップとして踏み出し閉幕をした。

日本は実質CO<sub>2</sub>を13%程度削減しなければならず、(1998年比6%削減のため)環境省も地球温暖化対策推進法改正案を取りまとめている。内容は、業種ごとに排出の抑制指針を定め、取組みが著しく不十分な事業者は公表するなどの措置をとれるようにするそうだ。また、官公庁の施設や、一定規模以上のマンションなどを新改築する際には、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電設備を義務付けることも検討されている。

我々の産業廃棄物処理業界への影響はどうかまだわからないが、適正処理、リサイクル率だけでなく、新たにCO<sub>2</sub>排出量の項目も加えた営業活動をしなければならない時代が訪れそうだ。

---

## あとがき

明けましておめでとうございます。この「建廃協だより」も本年度に入って2号目となりました。組合ホームページからのフリーダウンロード形式をとり、バックナンバーも閲覧できるようになっていますので、是非ご覧下さい。

今回は、佐藤泉弁護士にご寄稿いただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。今後もますます充実した「建廃協だより」の発行に勤めて参りますので、何卒宜しく願いたいいたします。

昨年は、建築基準法の改正により、私たち産業廃棄物処理業界も大きなダメージを受けました。また、東京都も平成20年度中には「産業廃棄物処理業者優良評価制度」を独自システムで開始を予定、国土交通省も「建設リサイクル推進に係わる方策について中間とりまとめ」を発表し、いよいよ法改正とも言われております。何かといろいろな動きのある昨今ですが、今年は是非とも良い年になってもらいたいと切に願っております。

皆様の今年一年のご健勝とご活躍をお祈りいたします。

---

## 建廃協だより 2008. 新年号

企画・編集：共同購買・広報委員会

発行：関東建設廃棄物協同組合

〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-6 藤木ビル3F

TEL 03-5159-8171 FAX 03-5159-8173

<http://www.kenpaikyo.or.jp>

私たちは、建設廃棄物のプロフェッショナルです。

組合員・賛助会員名簿

組合員

H20.1.1 現在

(株)IWD	☎046-235-6000	(株)ジャパンリサイクル	☎042-337-0777
(株)アトムス	☎045-570-3817	(有)昇鋭金属	☎03-5710-1829
(有)有明土木	☎03-3522-5353	新和環境(株)	☎03-3208-5047
石田興業(株)	☎0285-84-1161	(株)大進興業	☎04-2944-7891
市川燃料チップ(株)	☎03-3636-3280	(株)タイセイリサイクル	☎042-945-1190
(有)イワモト	☎044-511-9381	(有)高千穂環境	☎045-954-3488
栄和リサイクル(株)	☎03-5273-4446	(株)タケエイ	☎03-5674-8811
(株)エコワスプラント	☎042-588-0072	東亜建業(株)	☎03-5229-6851
(有)大空土木	☎042-560-5717	東明興業(株)	☎03-5910-2771
(株)川上商店	☎042-379-0011	(株)永川組	☎045-500-2222
(株)共同土木	☎048-771-7973	ファインシステム(株)	☎048-521-0121
クリーンサービス(株)	☎042-491-9888	丸徳興業(株)	☎043-255-1316
(株)クリーン産業	☎045-972-3388	(株)ユーワ	☎042-944-1956
(有)クロダ	☎03-3677-0546	(株)リサイクル・ピア	☎03-5755-8811
(株)光洲産業	☎044-822-0795	(株)リフレックス	☎0468-33-0700
(有)コトブキ環境	☎03-3522-5858	ワイエム興業(株)	☎048-933-3000
(株)エコ・ファクトリー	☎042-379-0013	協栄興業(株)	☎048-718-0311
大久保興業(株)	☎042-335-4588	成友興業(株)	☎042-558-4111
上総商産(株)	☎03-3522-7281	(株)総武開発	☎047-357-1155

賛助会員

(株)イーリバースドットコム	☎03-5212-2252	東京トリムテック(株)	☎03-3492-3430
(株)エコテック	☎0424-79-1921	東武運輸(株)	☎0485-32-1313
(株)カムテックス	☎03-3264-4900	内藤環境管理(株)	☎048-887-2590
(株)北川鉄工所	☎03-3844-7108	日生運輸(株)	☎0869-67-1000
(株)協伸製作所	☎045-503-2061	(株)ピュア・アンドチャイルド	☎03-6400-3696
コマツ東京(株)	☎042-752-7115	富士鋼業(株) 東京支店	☎03-3263-5128
シグマテック(株)	☎03-5651-2201	(株)御池鐵工所 関東営業所	☎048-261-1166
(株)スカラベサクレ	☎093-321-3050	三菱化学物流(株) 九州支社	☎093-643-2660
東芝テック(株)	☎0558-76-9456	リファインバース(株)	☎03-3538-1712